

## 公立大学法人埼玉県立大学の令和4年度会計監査業務に係る企画提案募集要項

### 1 目的

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第35条及び第36条の規定に基づき、埼玉県が設立した公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）の令和4年度における会計監査人を選定するため、企画提案書の募集により会計監査人を選定します。

### 2 業務名

公立大学法人埼玉県立大会計監査人業務

### 3 業務の概要

#### (1) 監査対象期間及び所在地

機関名：公立大学法人埼玉県立大学

所在地：埼玉県越谷市三野宮820番地

#### (2) 業務内容

法第35条の規定に基づく財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告についての監査の実施及び会計監査報告書の作成。

### 4 会計監査人の任期

会計監査人の任期は、法第38条の規定に基づき、選任の日以後最初に終了する事業年度（令和4事業年度）の財務諸表について、法第34条第1項の規定に基づく知事の承認の日までとします。（令和5年8月頃となる見込みです）

令和5事業年度及び令和6事業年度の会計監査人の選定は、今回選定された会計監査人を選定する予定ですが、法第39条の規定の他に当該事業年度の前事業年度の監査業務実績に対するヒアリングの結果により、会計監査人の適性を欠くと判断した場合は再任しないこととします。

なお、法第36条の選任は毎事業年度行うこととします。

### 5 応募資格

企画提案書等を提出するものは、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 公認会計士又は監査法人であること。また、公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者でないこと。（法第37条第1項及び第3項第1号）
- (2) 公立大学法人埼玉県立大学の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者でないこと。（法第37条第3項第2号）
- (3) 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者でないこと。（法第37条第3項第3号）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

### 6 企画提案書等の内容

この業務に応募しようとする公認会計士又は監査法人は、次の(1)から(5)の書類（以下「企画提案書等」という。）を提出してください。

- (1) 選定申込書（別紙様式1）
- (2) 確認書（別紙様式2）
- (3) 企画提案書
  - ① 監査体制
    - ア 監査責任者と監査補助者の構成及び役割
    - イ 監査を行う予定者並びにその者の実務経験等  
下記（ア）及び（イ）について、実際に監査を行う予定者の実務経験を記載。

- (ア) 公立大学法人及び国立大学法人の監査経験（支援業務を含む。）
    - ※具体的な法人名及び監査業務と支援業務の区別を記載
  - (イ) 学校法人の監査経験
    - ※具体的な法人名を記載
  - ② 監査実施計画
    - ア 監査実施スケジュール
    - イ 監査業務に要する日数及び人員
    - ウ 具体的な監査業務の内容
  - ③ 監査方針
    - 法人を監査するに当たって重視する事項、監査に対する考え方について
  - ④ 法人に対する提案事項
    - 適正な財務会計処理をする上で、提案すべき事項又はセールスポイント
  - ⑤ 公立大学法人等に対する監査等の実績
    - ア 公立大学法人及び国立大学法人に対する監査、法人化支援、コンサルティングの各業務実績
    - イ 公立大学法人及び地方独立行政法人制度等に係る中央省庁への関与実績
    - ウ 地方自治体の包括外部監査業務実績（都道府県及び政令指定都市に関するもの）
  - ⑥ 監査業務の中で行う予定の支援について（指導・助言等の内容及び有償・無償の別）
  - ⑦ 法人の監事との連携について
- (4) 監査見積書（令和5年度及び令和6年度についても記載）
- ア 執務予定日数（延べ人日数も記載）
  - イ 見積額
  - ウ 見積費用算定内訳（報酬等単価を明記） ※旅費等の必要経費を含む。
  - エ 見積費用の考え方（監査日程等契約内容に変更が生じた時の対応方法も記載）
- (5) 事務所の概要（監査法人の場合は法人の概要及び担当する事務所の概要）
- ア 名称、代表者氏名、所在地（監査法人の場合は資本金も記載）
  - イ 営業収益、経常利益及び当期利益
  - ウ 国内拠点及び人員（社員数、公認会計士数）
  - エ 今回監査を担当する事務所名及び人員
  - オ 監査会社数
  - カ 過去3年以内（令和元年10月から令和4年9月まで）の処分等の状況
    - (ア) 法人又は社員等に対する公認会計士法に基づく業務改善指示及び指示がある場合はその内容と対応
    - (イ) 日本公認会計士協会が実施した品質管理レビューにおいて改善勧告があった場合はその内容と対応
  - キ 埼玉県内における主な社会貢献活動の状況（過去5年間）

## 7 作成上の留意

- (1) 用紙の大きさはA4判とします。ただし、図表等については、A3判の用紙を使用することも可能です。
- (2) 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容としてください。（概ね30ページ以内）
- (3) 作成及び応募に係る費用は応募者で負担してください。
- (4) 提出する企画提案書等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象となるため、提出する書類において、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等）に該当するものがある場合は、その部分を明記してください。

## 8 募集要項等に関する質問

質問票（別紙様式3）に記載の上、令和4年10月11日（火）午後5時までに項番16「提出先」あてに、電子メールにより提出してください。

## 9 提出期限等

令和4年10月24日（月）午後5時までに項番16「提出先」へ電子メール（PDFファイル）で提出してください。

## 10 審査及び選定方法

下記11に記載の審査基準により、提出された企画提案書等をもとに選定委員会が審査を行い、最も得点の高い者を最優秀提案者として会計監査人として選定します。なお、提案者が1者の場合は会計監査人として適切な専門能力や実務経験を有しているかについて審査項目ごとに適否を判定し、全ての審査項目について「適」と判定された場合にのみ、提案者を会計監査人として選定します。

審査内容は非公開とし、審査結果への異議申立ては認めません。

### (1) 審査（プレゼンテーションによる審査）

- ア 開催日 令和4年11月1日（火）午後1時30分から午後4時頃までを予定
- イ 説明者及時間 説明者は2名以内、制限時間は15分とし、説明後、質疑応答時間を10分設けます。詳細については、提出期限後に別途、個別に連絡いたします。

### (2) 選定結果の通知および公表

選定結果については、すべての提案者に書面にてEメールにより通知するとともに、埼玉県保健医療部保健医療政策課ホームページにより公表します（令和4年11月中旬頃を予定）。なお、選定結果についての異議申立ては認めません。

## 11 審査基準

### (1) 順位点

委員は提案書等を審査し、(2)で示す項目ごとに提案者を順位付けし、下記の順位点表のとおり配点する。

この時、各項目について可能な限り順位付けを行うものとするが、提案内容に差が見られず、同率とせざるを得ないような項目については、同率順位としてもよいものとする。

#### 順位点表

順位	配点
1位	5点
2位	4点
3位	3点
4位	2点
5位以下	1点

### (2) 審査項目

審査項目は、下記の項目表のとおりであり、各項目の点数は(1)の順位点とする。ただし、傾斜配点のため倍率が設定されている項目については、順位点に当該項目の倍率を乗じたものを点数とする。

なお、項目及び審査の着目点、傾斜配点の倍率については、必要に応じて見直すものとする。

## 項目表

項目		審査の着目点	倍率
1 企画提案書			
(1)	監査体制	・ 監査チームの構成 ・ チームのサポート体制 等	—
(2)	監査実施計画	・ スケジュール ・ 監査業務の精度の確保 等	2倍
(3)	監査方針	・ 重視する事項 ・ 社会情勢を踏まえた視点 等	2倍
(4)	法人に対する提案	・ 適正な会計処理を担保するための 効果的・効率的な視点 等	4倍
(5)	大学法人等の監査実績	・ 国立大学法人等に対する監査の実績 ・ 自治体その他への支援実績 等	2倍
(6)	監査業務で行う予定の支援	・ 会計組織の充実に向けた提案 ・ 財務状況の改善に向けた提案 等	2倍
(7)	法人監事との連携	・ 監査業務の精度向上に向けた連携 等	—
2 監査見積書		・ 見積額 ・ 見積費用の考え方 等	4倍
3 事業所の概要			
(1)	事務所の概要	・ 監査担当事務所の立地 ・ 埼玉県内での社会貢献活動	—
(2)	処分の状況	・ 過去3年度の処分の状況	—
合 計		全項目で1位の場合：100点	

### 1.2 無効となる要件

必要な資格を有しない者が提出した提案は無効とします。また、確認書及び企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は無効となることがあるので留意してください。

- (1) 募集要項に示す提出時期、提出先、提出方法に適合しないもの
- (2) 企画提案書等作成要領で指定する作成形式及び記載内容等の条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの

### 1.3 参加辞退

選定申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加辞退書（別紙様式4）を項番1.6「提出先」へ電子メール（PDFファイル）で提出してください。

### 1.4 会計監査人の選任と契約

会計監査人候補者の選定は、特別な理由がない限り最優秀提案者を第一候補とし、法第36条の規定により埼玉県知事が選任します。知事が会計監査人を選任した旨の通知を法人に対して行い、選任された会計監査人は法人と監査契約を締結するものとします。

ただし、辞退その他の理由で会計監査人の選任及び監査契約の締結に至らなかった場合は、予め選定した次点者を候補者とし、会計監査人の選任及び監査契約に係る交渉の相手方とします。なお、契約金額及び契約条項並びに本要領に定めがない事項は、選任された会計監査人と法人が協議の上、定めるものとします。

## 15 その他

- (1) この企画提案に要する経費は提案者の負担とします。
- (2) 提出された資料は埼玉県に帰属するものとし、返却しません。なお、これらの資料は当該選定委員会の審査以外には使用しません。また、提出された全ての資料は埼玉県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となりますが、提出者に無断で公開することはありません。

## 16 提出先

担 当 埼玉県保健医療部保健医療政策課保健所・衛生研究所・県立大学担当  
所 在 地 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
電 話 048-830-3521  
電子メール [a3510-12@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3510-12@pref.saitama.lg.jp)  
ホームページ  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/saitamkennritudaigaku/r4kansakoubo.html>

## 17 公立大学法人埼玉県立大学の概要

### (1) 名称・所在地等

名 称 公立大学法人埼玉県立大学  
所 在 地 〒343-8540 埼玉県越谷市三野宮820番地  
電 話 048-971-0500  
ファックス 048-973-4807  
ホームページ <http://www.spu.ac.jp>

### (2) 学生数（令和4年4月1日現在）

学部	学科等	総数
保健医療福祉学部	看護学科	579人
	理学療法学科	165人
	作業療法学科	167人
	社会福祉子ども学科	288人
	健康開発学科	472人
大学院	保健医療福祉学研究科博士前期課程	58人
	保健医療福祉学研究科博士後期課程	35人

### (3) 職員数（令和4年4月1日現在）

区分	人数	備 考
教員	165人	学長を含む
事務等職員	37人	

(4) 貸借対照表 (概要) 【令和4年3月31日】

			令和3年度	構成比
資産の部	固定資産	土地	4,742	25.9%
		建物	10,369	56.6%
		構築物	684	3.7%
		機械装置、工具器具備品	317	1.7%
		図書	365	2.0%
		美術品・收藏品	23	0.1%
		建設仮勘定	47	0.3%
		リース資産など	207	1.1%
		有形固定資産合計	16,753	91.5%
		無形固定資産	0	0.0%
	投資その他の資産	7	0.0%	
	固定資産合計 ①	16,760	91.5%	
	流動資産	現金及び預金	1,311	7.2%
	未収入金	233	1.3%	
たな卸資産など	7	0.0%		
流動資産合計 ②	1,551	8.5%		
資産合計(①+②)	18,310	100.0%		

注) 表示単位未満四捨五入により合計が一致しないことがあります。

(単位 百万円)

			令和3年度	構成比
負債の部	固定負債	資産見返負債	1,256	6.9%
		長期前受受託研究費	0	0.0%
		長期リース債務	132	0.7%
		固定負債合計	1,389	7.6%
	流動負債	運営費交付金債務	0	0.0%
		寄附金債務	10	0.1%
		未払金	525	2.9%
		未払費用	13	0.1%
		預り金など	34	0.2%
		預り科研費補助金等	92	0.5%
		賞与引当金	5	0.0%
		短期リース債務	81	0.4%
		流動負債合計	760	4.2%
		負債合計 ③	2,149	11.7%
純資産の部	資本金	24,534	83.4%	
	資本剰余金	▲ 9,258		
	利益剰余金	885	4.8%	
	(うち 当期総利益)	184	1.0%	
	純資産合計 ④	16,162	88.3%	
	負債純資産合計(③+④)	18,310	100.0%	

(5) 損益計算書 (概要) 【令和3年4月1日～令和4年3月31日】

			令和3年度	構成比
経常費用	業務費	教育経費	456	13.5%
		研究経費	75	2.2%
		教育研究支援経費	116	3.4%
		(小計)	(647)	(19.2%)
		受託研究費等	6	0.2%
		役員人件費	65	1.9%
		教員人件費	1,793	53.1%
		職員人件費	384	11.4%
		(小計)	(2,242)	(66.4%)
		業務費合計	2,895	85.7%
	一般管理費	476	14.1%	
	財務費用など	7	0.2%	
	経常費用合計 ②	3,378	100.0%	

(単位 百万円)

			令和3年度	構成比
経常収益	運営費交付金収益(※)	1,871	55.4%	
	授業料収益(※)	1,033	30.6%	
	入学金収益	139	4.1%	
	検定料収益	27	0.8%	
	(小計)	(1,199)	(35.5%)	
	受託研究等収益	5	0.1%	
	寄附金収益(※)	3	0.1%	
	施設費収益(※)	70	2.1%	
	補助金等収益	76	2.2%	
	資産見返負債戻入	112	3.3%	
	財産貸付料収益	7	0.2%	
	雑益など(財産貸付除く)	36	1.1%	
	経常収益合計 ①	3,378	100.0%	

※収入額から、当該財源により購入した資産の取得価格を控除して収益額を計上しています。授業料収益の減は、固定資産取得分の増によるものです。

経常利益	③(①-②)	0
臨時利益	④	54
当期純利益	⑤(③+④)	54
目的積立金取崩額 ⑥		130
当期総利益	⑤+⑥	184

(6) 役員

理事長1名、副理事長1名、理事4名、監事2名

- (7) 主要取引金融機関  
株式会社埼玉りそな銀行